

2020 AUTUMN 情報誌

# 日防設ジャーナル

- 最新の犯罪情勢：  
警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策について
- 技術解説：サーモカメラの基礎知識と応用例



No.130

爽秋号

# RBSSは防犯機器の安心マーク

RBSS (優良防犯機器認定制度)は  
公益社団法人 日本防犯設備協会が  
実施する認定事業です。

RBSSはRecognition of Better Security Systemの英文略称です。



優良防犯機器



公益社団法人

日本防犯設備協会

は、防犯機器の安心マークです。

RBSS (優良防犯機器認定制度)は、公益社団法人 日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業です。

● 申請事業者(企業)の資格審査と申請機器審査の2重審査認定ですので安心です。

## RBSS認定審査

### 事業者資格審査

- 品質マネジメント体制
- 瑕疵担保責任
- 営業サポート体制
- メンテナンス体制

● 申請事業者の品質管理や企業姿勢及びサポート力などを審査します。

### 機器審査

- 防犯カメラ
- デジタルレコーダ(防犯用)
- LED防犯灯

適用範囲と  
標準構成

要求事項  
技術報告書

申告事項  
環境試験  
推奨機器

構造・表示  
取扱説明書  
カタログ等

● 各機器の防犯上に必要な機能・性能や環境対応及び表示などを審査します。

# 日防設ジャーナル

2020 爽秋号 No.130

## CONTENTS

巻頭言	2
NEC プラットフォームズ株式会社 執行役員 近藤 秀一	
リレートーク95 『2019、ラリー・モンテカルロ・ヒストリック出場記』	3
株式会社ケルク電子システム 代表取締役会長 仲 良二	
最新の犯罪情勢 警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策について	5
警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 堂原 みなみ	
技術解説 サーモカメラの基礎知識と応用例	11
株式会社タムロン 特機事業本部 ICM技術部 技術二課 嶋原 健	
注目商品 顔認証 入退セキュリティ&オフィス可視化システムKPAS (ケイパス) のご紹介	15
パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 スマートセンシング事業センター 担当部長 榎本 晋一	
地域協会だより 兵庫県防犯設備協会の紹介と資格更新講習に寄せる期待	19
NPO 法人兵庫県防犯設備協会 専務理事 島田 清	
活躍する防犯設備士 「四十にして惑わず！」	20
株式会社中部ロックセンター システム部 部長 後藤 健	
防犯設備士の活動を振り返って	
「防犯設備士としての活動を振り返って思うこと。(安全・安心まちづくり基本法の制定を夢見で)」 … 21 大阪府防犯設備協会 相談役 平岡 豁	
総合防犯設備士コーナー アフターコロナに向けての本当の安全安心の構築	23
テレ通株式会社 代表取締役社長 八ッ橋 朋和	
防犯設備士コーナー 2020年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内	24
防犯設備士(優良)のご案内	25
協会出版物の販売についてのご案内	26
協会技術標準の販売についてのご案内	28
コラム 「映像セキュリティ委員会の活動について」	30
映像セキュリティ委員会 委員長 芳野 雅美	
編集後記	32

## 巻頭言

# 人の心がセキュリティの原点

公益社団法人 日本防犯設備協会  
NEC プラットフォームズ株式会社

常任理事  
執行役員 近藤 秀一



猛暑の夏も終わり、朝晩めっきり涼しくなり爽秋の頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

温暖化の影響もあり、毎年災害が絶えない状況が続いており、今夏も令和2年7月豪雨等で大きな被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

COVID-19の影響で私たちの日常は大きく変化しました。9月23日には世界全体で感染者数3,163万人を超え、国内でも7.9万人と多くの感染者が出て予断を許さない状況が続いています。ご自身やご家族の安全・安心を最優先に、COVID-19に感染しないよう、日ごろから気を付けていくことが日常となりましたが、万が一罹患したときの対応が、識別、防御、検知、対応、復旧のように、企業のセキュリティインシデントの対応に近似していることを改めて強く感じました。弊社では、IT製品をマーケットに送り出しているメーカーとして、情報セキュリティリスク対策(CSIRT)と、製品セキュリティ対策(PSIRT)でセキュア開発、セキュア生産に取り組んでおり、“セキュリティをブランドに”を合言葉にして活動を進めております。

さて、新しい日常を感じている折角の機会なので、小難しいセキュリティではなく、時代ごとのセキュリティについて、カジュアルに触れたいと思います。

この世に生を享け、思い出深き多感な時期を過ごした「昭和」。

戦後の復興から経済成長著しく、街の近代化、技術の高度化、交通インフラの高度化を通し利便性の飛躍的向上を実感してまいりました。特に衛星通信によるTV中継、人類が月に着地したドラマもあり、今までの生活を一変させる技術革新は当時のNEW\_NORMALなモノでありました。「昭和」の晩年は携帯電話の普及とともにバブルの好景気に沸き、まさに激動の時代であったと記憶しています。その反面、寂しさもあり、埃っぽい未舗装の道や空き地など、冒険心を育む子供の遊び場も少しずつ埃っぽい独特な匂いとともに消えていった時代でもありました。情報技術といえばほとんどがアナログ方式で、セキュリティがとても脆弱でありましたが、社会的にも守るべきものの認知度も低く、いま思えば日常生活の中では怖さを感じずに過ごしていたように思います。

そして、社会人として多くの時間を過ごした「平成」。

景気の起伏の実感が薄く永続的な不景気にさえも感じられるほど平たく感じましたが、セキュリティ面から言えば、脅威と安全の社会的認知度が高まり、脅威と安全のいたちごっこと言われた時代でありました。情報通信社会ではデジタル化が進み、1人1台のパソコンから携帯電話、そしてスマートフォンへと、利便性が劇的な高まりをみせ、特に交通系ICカード全国相互利用サービスの実現には、技術と業界の融合というものに大いに驚かされました。「平成」の晩年は情報漏洩のニュースも多く見受けられ、情報セキュリティにおいては、社会的重要性、企業努力ではなく社会的義務として確立された時代となりました。

そして未来へ続く「令和」。

とはいっても始まったばかりで、軽々しく語ることも憚れるので、時を皆さんが産まれるだいぶ前の「江戸」に戻してみましょ。以前、落語好きの友人から、「落語には泥棒が出てくる噺が多く、江戸の暮らしにはセキュリティについても多く触れられている」と聞いたことがあり、調べてみると、江戸時代の長屋の防犯設備は、昼の「コミュニティ」、夜の「木戸」といわれているようで、連帯責任が強い時代背景から、昼に長屋に残っている連中が不審者を発見し、夜は木戸を締めて通行規制(セキュリティ)していたようです。

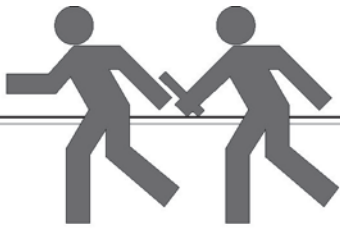
江戸から令和、いつの時代も酒場で耳をすませば、様々な秘密情報が多く飛び交っています。

セキュリティの原点は、「壁に耳あり障子に目あり」といわれていますが、国内外問わず、酒場での情報交換は古の時代から変わらないセキュリティホールかもしれません。

秘密は心に留めておくのが一番、なくさないようお酒で飲みこんでしまうことも一策かもしれませんね。

あとがき

古来、改元は凶事をリセットするために行う意味があるようですが、幾多の困難な時代を乗り越えてきたことを考えれば、「令和」の時代は凶事を好機に変えることが出来る柔軟な社会に向かうことができる様に、弊社も微力ながらデジタル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)の加速で安心安全なSaferCitiesとSDGsに貢献してまいりたいと存じます。



## 2019、 ラリー・モンテカルロ・ヒストリック出場記

公益社団法人 日本防犯設備協会 理事  
株式会社ケルク電子システム 代表取締役会長 仲 良二



今回でリレートーク原稿の依頼を受けたのは3回目になります。1回目は2002年爽秋号「ヘッドライト・テールライト」「1997年世界ラリー選手権第14戦RACラリー」出場記です。イギリスウエールズ地方で開催されヨーロッパではラリー・モンテカルロと並ぶ歴史のあるラリーです。

ラリーは3日間で1800kmを走り、林道を閉鎖した26箇所のスペシャルステージ389kmをこなす競技で、ファクトリーもアマチュアも一緒に走れるラリーで、優勝はスバルインプレッサWRCでした。

2回目は2007年爽秋号「日本初のWRC(世界ラリー選手権)」「ラリー・ジャパン」です。我が国の自動車産業はラリー競技と共に発展してきたと言っても過言ではありません。古くは日産がブルーバードで優勝した「栄光への5000km・サファリラリー」ははじめWRCでは日本車が活躍してきました。

ラリーで活躍する過程で日本車は耐久性・信頼性・高性能を実現して世界の自動車王国になる一端となりました。又ヨーロッパではラリーに勝つことは営業的にも販売促進に繋がり、ラリーは動く実験室と呼ばれています。

その日本でWRCが開催されていないことは、世界から見てある意味不思議なこととみられていました。日本で初めて開催された「ラリー・ジャパン」に出場ができ北海道帯広の沿道の20万人観衆の声援は脳裏に残っています。

そして今回の「2019、ラリー・モンテカルロ・ヒストリック出場記」。いずれも私の唯一の趣味であるモータースポーツ・ラリーの記事です。ラリーを始めて思ったことは、いつかはWRC(世界ラリー選手権)に3回は出場したいと願っていました。1997年RACラリー・2004年ラリー・ジャパンそして2019年ラリー・モンテカルロ但しモンテカルロラリーはヒストリックですがその念願だったラリー・モンテカルロに出場ができたのです。



約15年前頃はWRCに我々アマチュアも参戦ができましたが、現在のWRCはファクトリーかそれに準ずるチームで、昔のように純粋なアマチュアはとて参戦できなくなりました。

モータースポーツの世界選手権として、F1(フォーミュラー・ワン)グランプリとWRC(世界ラリー選手権)が有名ですが、特にモナコの市街地で開催されるF1グランプリと今年もWRC1戦目で開催された雪と氷を走るラリー・モンテカルロです。

特にラリー・モンテカルロは1911年に始まり、現在行われている国際モータースポーツイベントの中でも最も古い部類に入り、かつては参加者がヨーロッパ各地をスタートして約1000kmを48時間走りモナコに集まる前座ステージがありましたが、1995年を最後に廃止されました。現在のWRC「ラリー・モンテカルロ」は3日間で1200kmを走る競技になりました。

その後1997年にラリー・モンテカルロ・ヒストリックカテゴリーとして分離受けつながられ、現在のラリー・モンテカルロ・ヒストリックとなりました。

現在のラリー・モンテカルロ・ヒストリックのスタートは、スペイン・バルセロナギリシャ・アテネ等最長はイギリス・スコットランド・グラスゴーが最長で、全走行距離ゆうに3,500kmを超えます。

私がドライバーとして参加したチーム轟は、東京大学とホンダテクニカルカレッジ関東の2校が授業の一環として世界初となっている学生チームによる参戦プロジェクトで、東京大学の掲げる国際化教育とタフな東大生を育成する場として、競技車のレストア・整備・改造・輸送等すべてを学生が担当しました。

現地では競技車の整備・給油・食事のサポートまで一貫して学生が行うという今までに類をみない画期的な授業です。

但しドライバーは誰もができるわけではなく、経験のある私がドライバーとして参戦しました。

ラリー競技の実践のサポートやサービスは、徹夜での走行や競技車の燃料補給と整備は普段経験ができない苦労があり、ゴールではドライバーと学生は同等の達成感と感激を共に味わうことができました。

ゴールのモナコでの豪華な表彰式パーティーでは、正装が必要でタキシードが通常ですが、国の正装も認められているので学生は和服の着付体験を事前に学び、羽織袴でパーティーに出席して海外への和服文化発信の一助にも役立ち各国からの参加者と交流の場にもなっています。



我々は第一ステージで最も距離の短いモナコスタートを選びました。夜8時モナコをスタートして次の日夜まで徹夜で750kmを中継地点バランスまで走りました。高速は殆ど走らず京都から仙台まで走る距離です。

全行程5日間で2日目、3日目は朝にスタートして、冬のオリンピック開催地グルノーブルの近く雪の峠道を約380~400kmを毎日走り、その雪の峠上り下りでZR(スペシャルステージ)が設定され指示速度は50kmに近い速度からなり、ZRは最長で20km走行し村の中(制限速度20km、スピード違反は大量減点)は制限速度を守るため又路面には雪があるとその指示速度は維持できず、結果的に普通のスペシャルステージのように「早いもの勝ち」となる、又それより厳しいことはZRの区間に20~30の車載GPS計時によるCP(地点ごとの計時)があり秒単位の計測がナビゲーションが必要になり、ナビゲーターはラリーコンピューターとトリップメーターを駆使することが要求されます。

4日目はゴールのモナコに向かって走り夕方到着しました。普段泊まることのないモナコの豪華なホテルで数時間休憩して、夜の8時に最終ステージのチュリニ峠に向かいます。そして5日目午前2時にモナコでゴールです。スバルは大きなトラブルもなく学生サポート隊のワークスさながらのサービスを受け無事完走を果たしました。

モナコの夜景と学生サポート隊とのゴール写真は最近味わったことのない達成感で満ち溢れていました。正直「しんどかった」70代の老体にむちを打ちましたが今は楽しい思い出ばかりです。

現在今年の7月に出場した車1970製スバル1300Gスポーツを譲り受け乗っています。今の車は電子化されていますがスバルはメカのかたまりです。まさしく生きている丁度SLと電気機関車の違いの様です。防犯装置も原点に戻り、犯罪をさせない・あきらめさせる・やめさせる防犯装置をもっと普及させる努力を我々が頑張る必要を感じます。「やられたら防犯装置でない」



# 警察におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対策について



警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 堂原 みなみ

## 1 はじめに

近年、刑法犯認知件数は減少を続けており、令和元年は約74万9千件と前年に引き続き戦後最小を記録したところですが、その一方、ストーカー事案の相談件数は、平成25年以降2万件を超える高水準で推移し、また、配偶者からの暴力事案等の相談件数は、毎年増加を続けています。

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、スマートフォンの急速な普及やSNS利用の拡大等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案となっています。

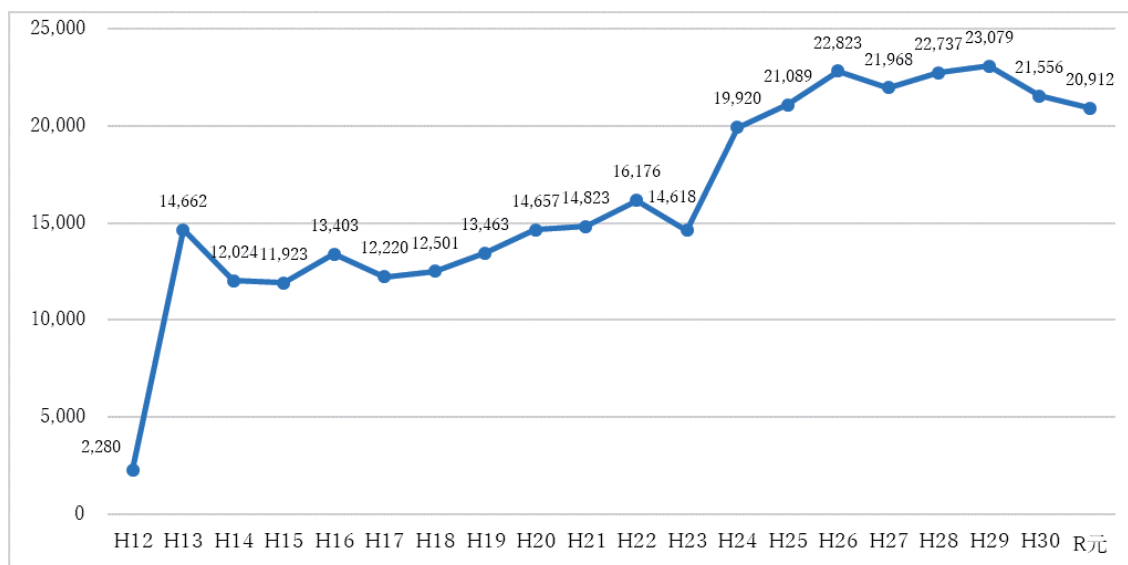
また、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものでもあります。警察においては、これら事案の特徴を踏まえ、被害者等の安全確保を最優先に、関係機関等との連携を図りつつ、組織的に迅速かつ的確に対処するよう取り組んでいるところです。

平成28年12月には、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)による規制対象行為の拡大、行政措置・罰則の見直し等を内容とする、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)が成立し、平成29年6月14日に全面施行されました。このストーカー規制法改正については、『日防設ジャーナル2017年爽秋号』においてもご紹介させていただきました。

本稿においては、これらの事案に係る現状や警察における対策をご紹介します。なお、本稿中、意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

## 2 ストーカー事案の現状

### (1) ストーカー事案の相談等に係る状況



ストーカー事案の相談等件数の推移

令和元年中、警察においてストーカー事案として受理した相談等の件数は2万912件で、前年に続き減少したものの、平成24年以降、依然として高水準で推移しています。

これらの相談等について、被害者の性別は、女性が約88%、男性が約12%であり、他方、行為者の性別は、男性が約81%、女性が約12%、このほか不明が若干あるところです。

被害者と行為者との関係では、配偶者(内縁・元を含む。)及び交際相手(元を含む。)であった事案が全体の5割を占めますが、5年前と比べると、この割合はやや小さくなっています。

一方、面識がない場合は約7%、行為者が不明である場合は約9%と、その絶対数及び割合が5年前と比べて増加しているところです。近年、スマートフォンの急速な普及、SNS利用の広がりといった情報技術の進展等を背景に、コミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等が見られることから、ストーカー事案における被害者と行為者との関係に変化を生じさせているものと考えられます。

## (2) 平成28年のストーカー規制法の改正について

平成28年のストーカー規制法の改正については、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等多岐にわたっていますが、『日防設ジャーナル2017年爽秋号』でもご紹介したとおり、特に警察業務への影響が大きい改正内容は次の2点です。

### ○規制対象行為の拡大

ストーカー規制法の規制対象行為である「つきまとい等」について、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為や、SNSのメッセージ、ブログ等の個人のページにコメント等を連続送信する行為が追加されました。

### ○禁止命令等の制度の見直し

改正前の禁止命令等は、事前に行われた警告に違反し、つきまとい等をして不安を覚えさせた者について、その者がさらに反復して当該行為をするおそれがあると認めるときに発することができることとされていましたが(いわゆる警告前置)、被害者への危害を防止するため、迅速かつ効果的に禁止命令等を発出できるようにするとの観点から、警告を経ずに禁止命令等を行うことができることとされました。

また、緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化し、禁止命令等を行った後で意見の聴取を行うことができることとされました(いわゆる緊急禁止命令等)。

## (3) ストーカー規制法に基づく行政措置の実施状況

ストーカー規制法に基づく行政措置の状況ですが、ストーカー規制法に基づく警告の実施件数は、平成24年以降増加していましたが、平成29年から減少に転じ、令和元年も2,052件と前年より減少しました。

一方、ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施件数は、緩やかな増加傾向にありましたが、平成29年から急増し、令和元年も1,375件と前年より増加し、ストーカー規制法施行後最多となっています。

これは、当初、ストーカー規制法に定める禁止命令等は警告を経た上で行うこととされていたところ、平成28年のストーカー規制法の改正により、警告を経ることなく禁止命令等を行うことが可能となったことが要因と考えられます。

実際のところ、令和元年の禁止命令等のうち、警告なしで実施された件数は1,242件と、全体の実施件数の約9割を占めています。

## (4) ストーカー事案の検挙状況

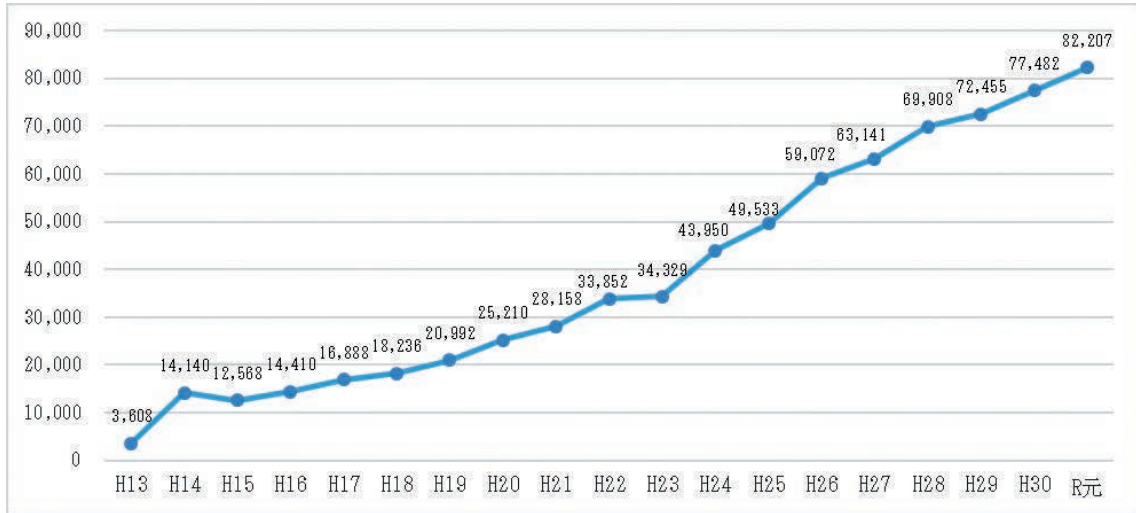
最後に、ストーカー事案の検挙に関する状況ですが、ストーカー規制法違反の検挙数は、平成24年以降増加していたところ、平成30年から減少に転じていますが、令和元年は864件と、依然として高水準となっています。また、ストーカー事案に関連する刑法犯・(ストーカー規制法以外の)特別法犯の検挙件数は、平成24年に約1,500件まで急増した後、高水準で推移しており、令和元年は1,491件となっています。

5年前の平成27年と比較すると、ストーカー規制法違反の検挙件数が増加している一方、傷害罪や脅迫

罪の検挙件数が減少しています。これは、ストーカー規制法違反で検挙することにより、重大な被害を未然に防止することができることによるのではないかと考えられます。

### 3 配偶者からの暴力事案等の現状

#### (1) 配偶者からの暴力事案等の相談等に係る状況



配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移

令和元年中、警察において配偶者からの暴力事案等として受理した相談等の件数は8万2,207件で、前年に引き続き増加し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行後、最多となっています。

被害者の性別は、女性が約78%、男性が約22%であり、他方、加害者の性別は、男性が約78%、女性が約22%となっています。5年前と比べると、男性被害者の割合と女性加害者の割合が共に大きくなっているところ です。

被害者と加害者との関係では、婚姻関係（元を含む。）が約76%、内縁関係（元を含む。）が約8%、生活の本拠を共にする交際をする関係（元を含む。）が約17%となっており、5年前と比較しても婚姻関係が7割超を占めるという傾向に変わりはありません。

#### (2) 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

配偶者からの暴力事案等の検挙に関する状況ですが、配偶者暴力防止法に定める保護命令違反の検挙件数は、令和元年は71件となっています。また、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・（配偶者暴力防止法以外の）特別法犯の検挙件数は年々増加しており、令和元年は9,090件となっています。

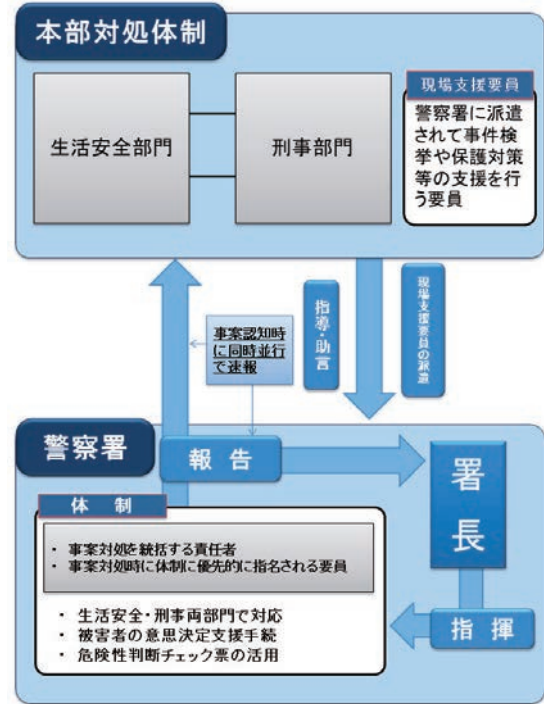
5年前と比較すると、傷害罪や脅迫罪の検挙件数が減少している一方、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）違反による検挙が増加しています。暴力行為等処罰ニ関スル法律とは、例えば、凶器を示した脅迫行為に対し、刑法（明治40年法律第40号）に定める脅迫罪よりも重い法定刑を課す法律であり、事案の危険性を踏まえ、積極的に、より法定刑が重い罪で検挙していることが検挙件数としても現れているのではないかと考えられます。

## 4 警察における取組

### (1) 対処体制の確立

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要です。

警察においては、平成26年4月までに、警視庁及び道府県警察本部において、これら事案について、認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築しています。この体制の下、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行動の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進しています。



警察における対処体制

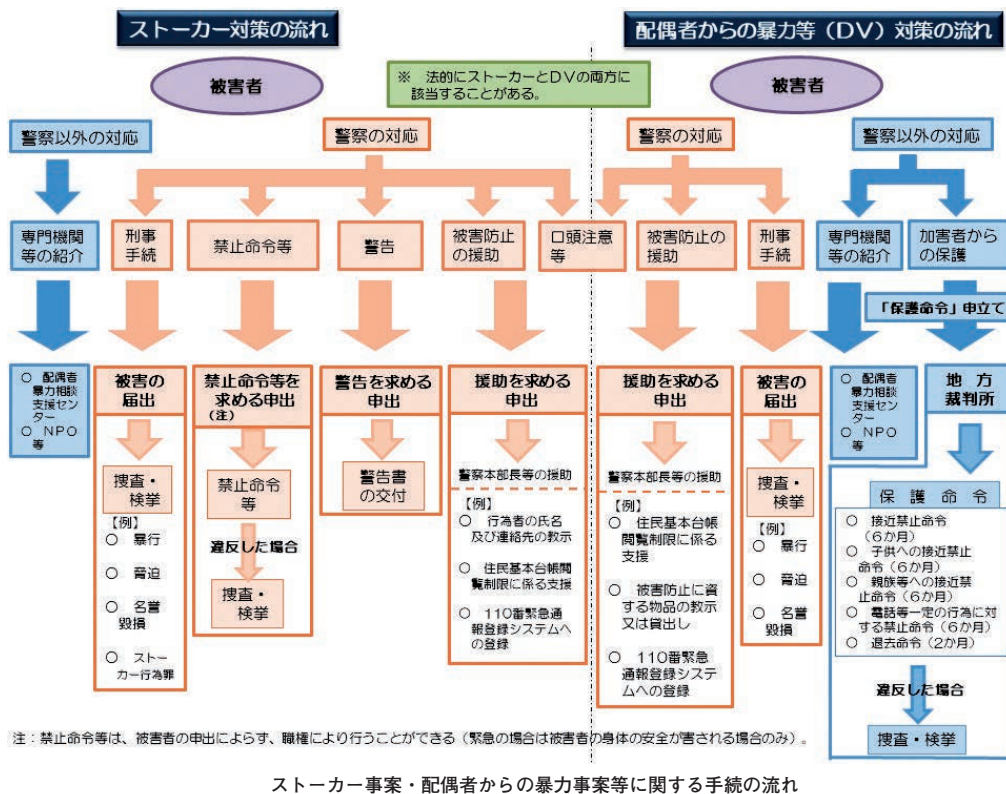
### (2) 対処の基本的な考え方

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴として、まず、前述のとおり、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことが挙げられます。これに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、また、被害者やその親族等に対して強い殺意を有するに至っている場合、検挙される可能性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあるところも特徴です。

したがって、警察においては、この種事案への対応に当たっては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先であると考えています。

すなわち、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあるということを踏まえ、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性、切迫性に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。

(3) 相談等への適切な対応



被害者等から相談等を受理するに当たっては、警察署等の適切な施設で行い、外から見えない相談室で話を聞くなど、被害者等の安全の確保やプライバシーに十分配慮するとともに、事案の特性に鑑み、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、女性警察官による対応等の配慮をするようにしています。

また、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等では、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害の届出をすることをためらう被害者も見受けられます。そこで、警察では、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、警察として執り得る措置や被害者自身の選択・判断・協力の必要性等についても分かりやすく示して被害者の理解を求めるなど、その意思決定を支援することとしています。

さらに、可能な限り、親族等の協力を得て被害者に被害の届出を促すとともに、加害者の行為が被害者の親族等にまで及ぶ可能性もあることから、その親族等に対しても、警察の執り得る保護を含めた措置と被害防止上の注意事項を教示することとしています。

(4) 加害者に対する検挙措置等

前述のとおり、警察においては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。

また、刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこととしています。

なお、加害者への指導・警告等を行う際には、加害者の言い分に耳を傾け、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮することとしています。

#### (5) 被害者の保護措置等

警察においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力等事案への対応に当たっては、事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講ずることとしています。

そのため、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関・団体との連携体制を確保することとしているほか、平成27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担することとしています。

また、やむを得ない事情があり避難させられない場合の被害者等の身辺の警戒等のほか、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等、事案の危険性等に応じた保護措置を講ずることとしています。

#### (6) 広報啓発活動等

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等を未然に防止するためには、教育活動や広報活動等を通じた知識の普及と啓発の推進が重要となります。

警察においては、非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等について分かりやすく示したパンフレット等を活用するなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進しています。また、警察庁では、ウェブサイト「ストーカー被害防止のためのポータルサイト「ストーカー被害に遭わないために」(<https://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>)を開設しています。

### 5 おわりに

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等は、家族や親しい友人等、私的な関係の中で発生することが多い犯罪であるからこそ、国民の治安に対する不安感にも大きく影響するものであると言えます。これら事案への社会的関心は高まり、相談件数等は大きく増加している中、警察の使命を果たすためにも、対処には万全を期す必要があります。

これらの事案を未然に防止するためには、被害者にも加害者にもならないための予防啓発等、警察だけでなく、防犯設備士をはじめとする防犯に関わる方々との共同により、効果的な施策・取組を推進していくことが重要です。

防犯設備士の皆様におかれましても、警察における最新の取組を知っていただき、これらの被害者の方などから相談を受けた際に、自身の身を守るための防犯対策等を御教示いただくなど、今後の実務に役立てていただければ幸いです。

## サーモカメラの基礎知識と応用例



株式会社タムロン 特機事業本部  
ICM技術部 技術二課

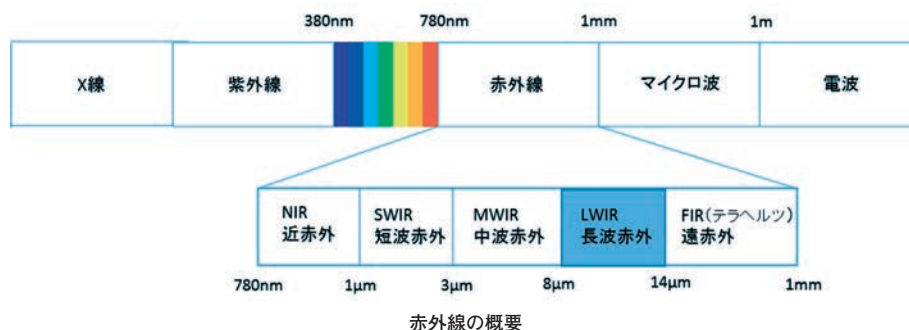
鳴原 健

### 1.はじめに

近年、サーモカメラが注目を集め様々な用途で使用されてきています。タムロンでは、これまで培ってきた光学技術と画像処理技術を融合させ、メカニカルシャッターによるキャリブレーションを必要としない「シャッターレスサーモカメラ」を新たに開発しました。本稿では、サーモカメラで使用する長波赤外線についての特徴とサーモカメラのメリット、そして現状の課題とその解決策について提案を行います。最後に、サーモカメラの用途応用例から、サーモカメラの普及の可能性について説明します。

### 2.長波赤外線とは

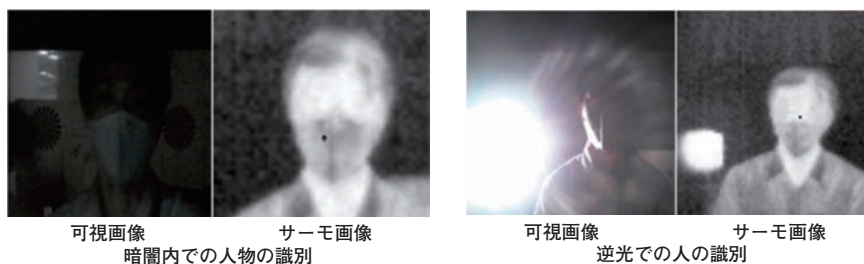
赤外線は、人の目では見えませんが、あらゆる物体から放射される電磁波です。通常の監視カメラで用いる380nm～780nmまでの可視光線より長い波長帯に位置し、赤外線は5つに分類されます。サーモカメラは赤外線の波長帯の中で長波赤外線(8μm～14μm)の波長を感知し映像として再現します。長波赤外線は地球上の生活温度帯(-20℃～100℃)において最も適した波長帯であり、環境温度27℃での中心波長が10μmであるため、サーモカメラではこの波長帯が使われています。



### 3.サーモカメラのメリット

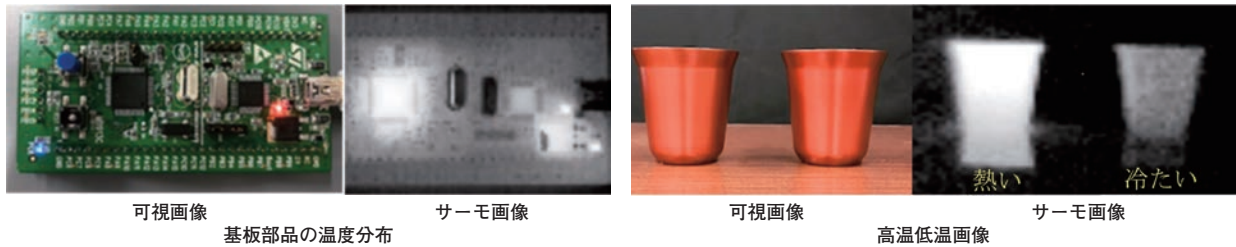
#### 3.1.光が無くても映像化が可能

可視カメラは、物体の反射光を検出することで映像化するため、光(照明光)が無ければ映像化することができません。それに対し、サーモカメラは物体から放射される電磁波を検出するため、光がないところ(暗闇)でも映像化することが可能です。また、逆光内でも光の影響を受けることなく撮影することが可能です。



### 3.2. 温度計測、温度分布、識別が非接触で可能

物体の温度を計測するためには、熱電対や接触式温度計などを用い、測りたい物体表面に接触させることで温度を計測することが一般的です。非接触温度計もありますが、どちらの温度計も被測定物の1点の温度しか計測できません。サーモカメラは画像に映るすべての物体の温度を非接触で計測可能です。特に画像として温度分布の取得が可能であり、被測定物周辺の熱の状態なども把握することが可能です。



### 4. サーマカメラが抱える課題

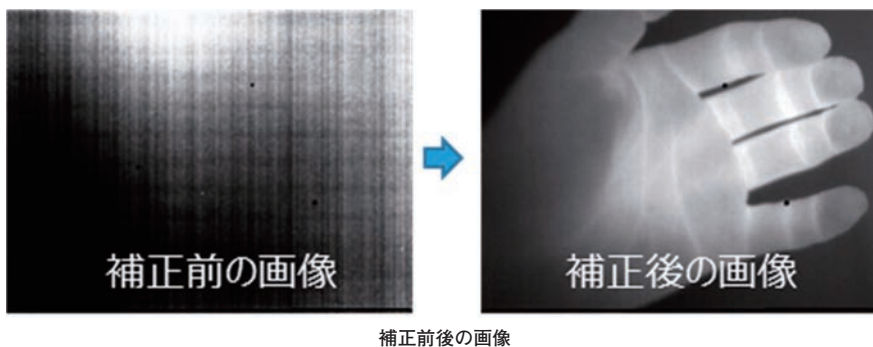
暗闇でも人の識別が可能であること、人の目では見ることのできない物体の熱状態を非接触で把握できるなどのメリットがある一方、サーモカメラには後述の課題があり、普及の障害になっています。

#### 4.1. 高価格

可視カメラと比べるとサーモカメラの価格は非常に高価で、主に①レンズ②センサーに起因しています。サーモカメラのレンズ硝材には、ゲルマニウムやカルコゲナイドと呼ばれる長波赤外線に対して高い屈折率、透過率をもつ希少金属が使われるため、非常に高価です。センサーは長波赤外線を吸収する特殊な構造を持つため、可視カメラで使用するCCDやCMOSと比べ製造工程上複雑であるためコストが上がります。従って、QVGAやVGAのように画素数が増えるほど高価になります。今後、サーモカメラの普及が進むと大量生産によるコスト低下が期待できます。

#### 4.2. センサーの画素補正が困難、シャッター補正が必要

サーモカメラで使用されるセンサーは可視カメラ(CMOS)とは異なり、各画素の感度にバラつきが大きく、それが固定パターンノイズとなるため、センサー出力のままでは正常な画になりません。そこで、各画素の感度バラつきを補正する(バラつきを少なくする)調整が必要です。画素の感度は環境温度によっても影響を受けるため、環境温度が変化すると、再び感度ムラが発生します。これを解決するために、サーモカメラ内部にはシャッター機構が内蔵されています。これは、一定時間毎に均一な温度であるシャッター表面を見せることで、各画素の感度バラつきを再補正すること、環境温度変化により基準温度を修正することの2つの役割があります。しかし、定期的なシャッターの動作音がするため、静かな場所での使用には適さず、またシャッター動作中は映像が途切れてしまうことや、シャッターメカに寿命があるなどの欠点があります。



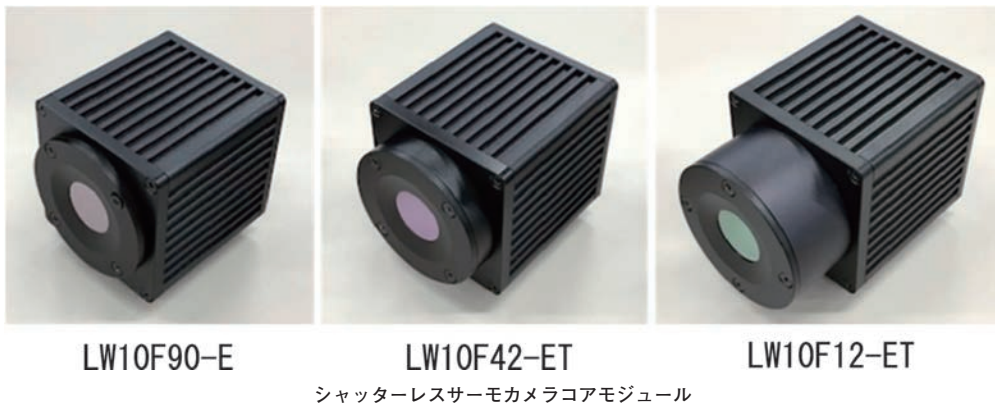
### 4.3. レンズの交換ができない(画角の自由度が無い)

サーモカメラは、レンズとカメラ筐体すべてを一体化した状態で補正を行う必要があるため、ユーザーがレンズを交換することができません。レンズ交換後に専用設備で校正を行わないと、画像劣化や、温度精度の悪化に繋がります。また、限られた画角のレンズのみしか対応していないことが多いため、画角の選択の自由度がありません。

## 5. タムロンが提案する解決策

タムロンでは、前述の課題を解決すべく、新たに画角の異なる3機種(90度:LW10F90-E、42度:LW10F42-ET、12度:LW10F12-ET)の「シャッターレスサーモカメラコアモジュール」を開発しました。タムロン独自の演算処理によりメカニカルシャッターを用いず、温度精度 $\pm 2^{\circ}\text{C}^*$ を実現しています。

※測定対象温度:10℃～60℃ 環境温度10℃～40℃が条件



### 5.1. 低価格のサーモカメラ(低コスト)の開発

サーモカメラは非常に高価であることを説明しましたが、タムロンでは低画素センサー(80画素×80画素)を採用し、カメラ筐体を共通化するなどで低コストを可能にしました。また、タムロン独自の画像処理技術を組み合わせることで、低画素ながらもコントラストの高い画質表現を可能にしました。



### 5.2. シャッターレス構造の採用と補正の一体化

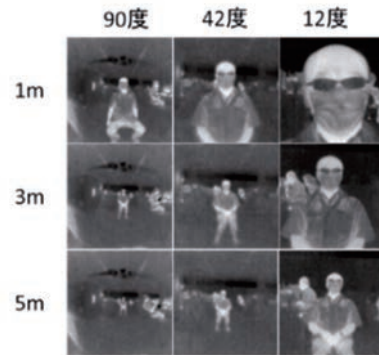
タムロン独自のアルゴリズムを開発し、シャッター機構を排除することを可能にしました。これにより、シャッター音が無く、画像の途切れがありません。また、シャッター起因による機械的な故障の心配もなく、高い信頼性向上を得ています。

### 5.3. レンズ選択が可能

タムロンがこれまで培ってきた光学技術より、広角から望遠までの高性能レンズを取りそろえ、画角の異なる3機種(90度、42度、12度)のサーモカメラを用意しました。レンズのバリエーションを増やすことで、使用したいシーンに合わせてユーザーが自由に画角を選択することが可能です。これにより安価な低画素カメラでも最適な画角のレンズを選択することで、高画素カメラに勝る効果が得られる可能性があります。さらに、劣悪な環境でも使用できるように防塵・防滴機能を採用しています。



各種レンズ群



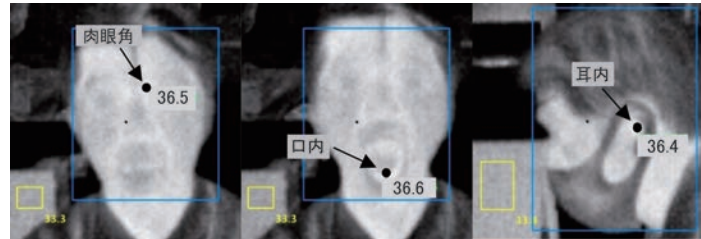
画角と撮影距離による見え方

## 6.サーモカメラの用途応用例(体表面温度の計測)

今年に入り、新型コロナウイルスによる影響により、熱発者発見を目的とした体表面高温者スクリーニングカメラとして、サーモカメラを見かけることが多くなりました。体表面高温者スクリーニングで重要なことは、温度精度です。温度精度を向上させる例として、画面内に基準温度とする被写体を設置し、それを常時測定しておくことで温度補正を行い、温度精度を向上させるシステムが挙げられます。次に重要なことは、体温を推定する測定箇所です。スクリーニングは主に額で測定を行います。環境影響が原因で測定にばらつきが生じます。体温推定のためには、腋下体温に近い測定点で見ることができ、額や顔表面ではなく、環境影響を受けにくい肉眼角や口内、耳が好適であると考えられます。測定箇所における最適な撮影倍率が温度精度を高める上でも重要であり、タムロンではレンズの種類と撮影距離から最適なサーモカメラの選択が可能です。



実証風景



測定箇所の事例(肉眼角、口内、耳内)

## 7.おわりに

長波赤外線の基本技術、サーモカメラに対する課題と解決に向けてのタムロンの提案を述べさせていただきました。サーモカメラは、可視カメラにない特徴を持っており、今後も様々な場面で導入が進むことと思われます。一方で、サーモカメラの正しい知識を持たずに設置を行うと、満足度のいく結果が得られないこともあります。導入にはこうした知識をもつメーカーへの相談をお勧めします。なお本稿で紹介しましたタムロンのサーモカメラはBtoB製品であり、お客様のシステム構築の際の要素として提供させていただいております。レンズとカメラの双方の技術を保有するタムロンのサーモカメラが皆様のシステム構築にお役に立てることを願っています。

# 顔認証 入退セキュリティ&オフィス可視化システム KPAS(ケイパス)のご紹介

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社  
スマートセンシング事業センター 担当部長

榎本 晋一



## 1.はじめに

KPASは、「顔」で本人認証を行う入退セキュリティシステムです。当社は、これまでも空港での厳格かつ円滑な本人確認や、アミューズメントパークでのチケットレス入退場などで、顔認証技術を活用したシステムを展開してきました。KPASでは、世界最高水準の顔認証技術と、現場での使いやすさを追求し、安心・安全かつ効率的なオフィスの入退室を実現します。



KPASチェッカー(イメージ画面)



KPASレジスター

## 2.顔認証とは

顔認証とは、カメラに写った画像から顔を検出し、その顔の特徴を表す特徴量を計算し、あらかじめ登録しておいた顔画像の特徴量と照合する技術です。登録顔画像が1の場合は、1:1認証と呼ばれ、入力画像と登録画像が同一人物であるかを判定します。登録画像が複数の場合は、1:N認証と呼ばれ、入力画像と同一人物をデータベース(複数顔)の中から検索し判定することになります。

顔認証関連の市場規模は、今後高成長が見込まれ、その市場規模は2020年グローバルで6,600億円(うち国内310億円)に達し、国内需要においてはオフィス・ビル分野で倍増(2018年度比)する見込みです(2020年7月現在当社調べ)。オフィス・ビルにおいて、従来型のICカードによる入退室管理では、カードの紛失やなりすましなど、多くの課題がありました。顔認証による入退室管理を導入することにより、それらの課題を解決できるとともに、利便性やセキュリティの向上をはかれるようになります。KPASは、オフィスの顔認証入退室向けに、登録人数Nが最大3万人までの1:N認証を実現しています。

## 3.KPASの特長

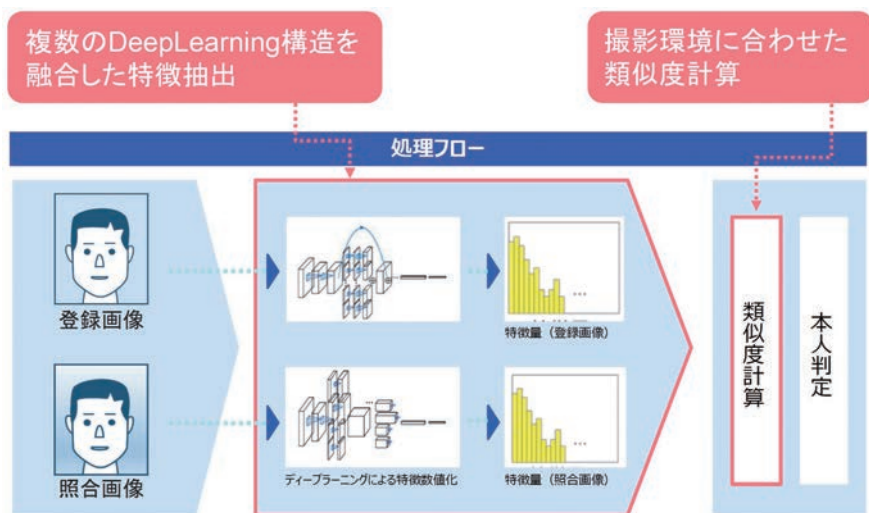
KPASの特長は下記3点です。

- (1) 高速・高精度の顔認証
- (2) 簡単な顔画像登録
- (3) セキュリティ強化の拡張性



### (1) 高速・高精度の顔認証

人工知能(AI)の1つであるディープラーニング(深層学習)と、誤りを抑制する類似度計算手法を組み合わせた世界最高水準<sup>\*1</sup>の顔認証技術を開発。さらに、顔を検出する処理においてもディープラーニングを採用し、顔の向きやマスク着用、逆光などの環境下でも高い精度で認証できます。顔認証にかかる時間は、約1秒以内<sup>\*2</sup>。エントランスなど通過人数が多い場所でもストレスフリーの顔パスを実現します。



## (2) 安心、簡単な顔画像登録

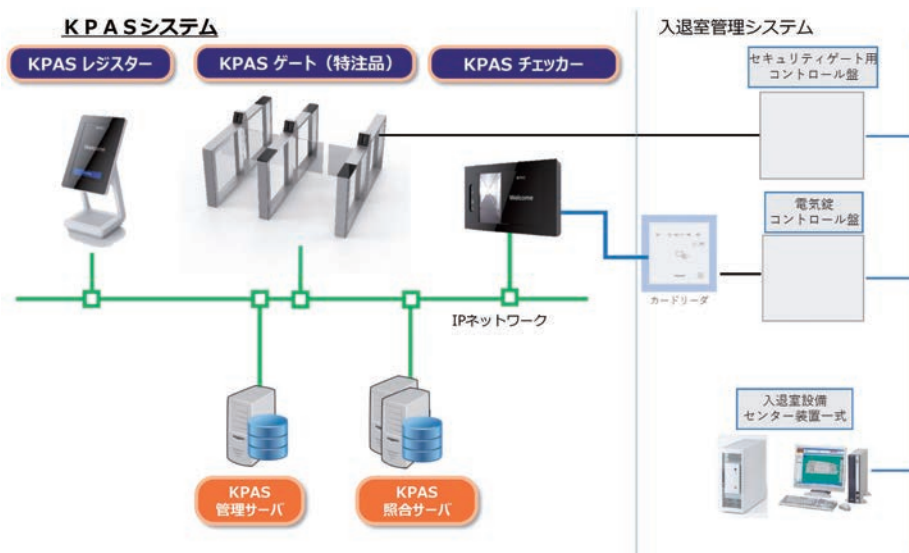
顔画像は個人情報となります。KPASレジスターでの顔画像登録では、個人情報の取り扱いについて確認いただいた後、顔を撮影するだけで登録ができ、即時利用が可能になります。また、管理者による顔画像の一括登録も可能です。

## (3) セキュリティ強化の拡張性

KPASは、パナソニック製統合型セキュリティシステムeX-SGと連携が可能。入退室管理において従来のICカード認証に顔認証を組み合わせることにより、第三者のICカード不正利用を防止できます。

## 4. 主な仕様

KPASの基本的なシステム構成は下記のとおりです。登録機であるKPASレジスター、認証機であるKPASゲート(特注品)、KPASチェッカー、KPAS管理サーバー、KPAS照合サーバーをIPネットワークで接続。パナソニック製入退室管理システムとは、KPASチェッカーやKPASゲート(特注品)から接続します。



KPASの主なラインアップは下記のとおりです。KPASサーバーは当社で動作確認した市販のWindowsサーバーに、下記のサーバーライセンス(ソフトウェア)をインストールすることで構成します。サーバーライセンスには、大別してエントリーとベーシックがあり、エントリーはKPAS管理サーバーとKPAS照合サーバーを1台のサーバーに構成します。エントリーでは、登録人数最大1万人、収容できる認証機の最大数が16台、これ以上の拡張は不可で、小規模から中規模向けに導入いただくことを想定しています。ベーシックはKPAS管理サーバーとKPAS照合サーバーを別サーバーに構成します。ベーシックでは、KPAS照合サーバーあたり最大16台の認証機を収容し、このKPAS照合サーバーを複数導入することで、最大100台の認証機、また、1万人追加ライセンスを購入いただくことで、最大3万人までの顔登録をサポート致します。



KPASレジスターで顔を撮影し、登録ボタンを押すと、撮影した顔画像がKPAS管理サーバーに送付され、KPAS管理サーバーで暗号化して蓄積されます。KPASチェッカーに顔をかざすと、KPASチェッカー側のカメラで顔を検出し、検出した顔画像をKPAS照合サーバーに送付し、1:N認証を実施。認証OKの場合、KPASチェッカーはIDを入退室管理システムに通知し、入退室管理システム側でそのIDを参照して扉の解錠等の処理を実施します。



## 5. 導入事例

パナソニック株式会社の社内分社であるコネクティッドソリューションズ社は、東京本社の7階、15階、16階、17階の4フロアで、登録人数約8,000名を対象に、顔認証での入退室管理の運用を2020年3月に開始しました。顔認証用の登録画像として、社で管理している社員証などの画像情報を活用しています。登録時に、写真の品質をチェックするため、登録後に正しく認証が出来ないなどのトラブルを未然に防ぎ、登録作業工数を軽減します。また、KPASを活用した入退室管理・勤怠連携が可能になることで、オフィスワーカーの利便性・生産性、安全性をかなえるとともに、管理運営側の負担軽減にもつなげられ、次世代型のオフィス運営を可能にします。

## 6. 顔画像登録手順

KPASを導入するにあたって必要となる顔画像登録について説明します。ここではKPASレジスターを活用した登録ではなく、あらかじめ用意した顔画像をKPAS管理サーバーのポータルを經由して登録する方法について示します。KPASポータルの下記登録画面で、登録者の名前、一意に識別するID、認証OKの場合に入退室管理システムに通知する入退ID、さらに登録顔画像を設定します。

KPAS オフィス顔認証ソリューション ようこそ スーパーユーザーさん | ログイン | ログアウト

顔認証管理  
デジタル名刺検索  
**デジタル名刺登録**  
デジタル名刺一括登録  
ポータルユーザ管理  
機能管理  
認証ログ

### デジタル名刺登録

**顔認証者情報**

顔画像

被認証者区分  選択してください

姓  名

被認証者ID  入選ID

所属グループ  選択

会議情報  選択してください

付加情報

有効日  無効日

品質チェック  実行する

**名刺情報**

名刺画像

会社名

部署名

役職

TEL  FAX

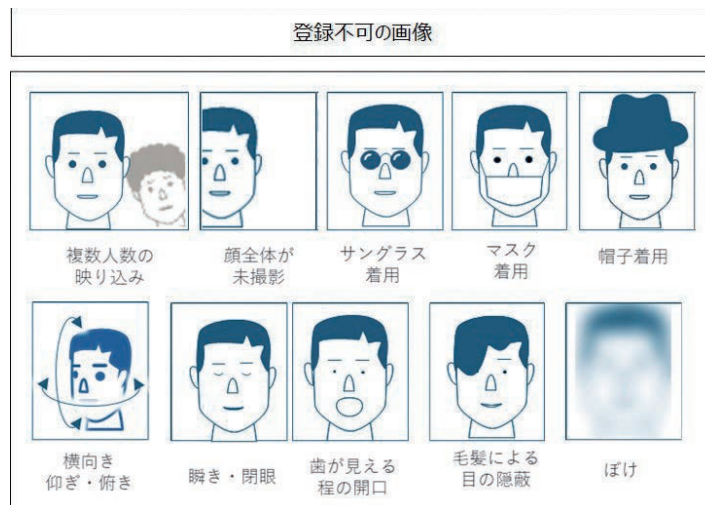
E-mail

郵便番号

住所

開始日  終了日

ここで登録ボタンを押すと、登録画像の品質チェックを実施し、下記に示すような登録不可の画像を検出します。この機能がない場合、登録後、認証を試してみても認証精度が悪い等の事象から、登録画像の撮り直しを検討するのに対し、この機能があることで即座の撮り直しが可能となります。顔登録においては、この品質チェックを満たす写真を1枚登録することで、精度良く認証が可能となります。



## 7. おわりに

非接触の技術へのニーズやサテライトオフィス等を活用した新たな働き方のニーズが増加している中で、KPASは、快適なオフィス空間づくりとお客様のビジネスに貢献します。ぜひKPASをご活用いただき、顔認証によるストレスフリーで安心・安全、かつ効率的な次世代型の空間づくりを実現いただければと思います。

※1 2017年4月28日に公開されたNIST公式の評価レポート(IJB-A Face Verification Challenge Performance Report, IJB-A Face Identification Challenge Performance Report)における評価点において。

※2 状況によっては、認証に時間がかかる場合があります。

### 【本商品に関するお問い合わせ先】

パナソニックシステムお客様相談センター

電話番号:0120-878-410(受付:9時~17時30分<土・日・祝日は受付のみ>)

## 兵庫県防犯設備協会の紹介と 資格更新講習に寄せる期待



NPO 法人兵庫県防犯設備協会 専務理事 島田 清

兵庫県防犯設備協会は1999年、全国に先駆け130事業所にて犯罪の発生しない兵庫県づくりを目的に設立されました。

2005年に特定非営利団体として生まれ替わり、現在67事業所で活動しています。

会員数減少の理由は、防犯事業の特殊性から企業の事業膨縮等による支店(部署)統廃合の増減による兵庫県内からの撤退も大きな原因の1つだと考えられます。

2005年、特定非営利活動法人化を機に、兵庫県警察生活安全部長・当協会理事長連名委嘱された防犯アドバイザーが審査する「兵庫県防犯優良マンション認定制度」「兵庫県防犯優良駐車場登録制度」を創設「2017年基準のない安全・安心は最も危険である。」との考えに基づき、防犯設備士が住宅の防犯性に関する統一基準を策定した兵庫県設備優良住宅認定制度を創設、兵庫県内住宅関連企業と共同で実施、協会活動の三本柱としています。

新型コロナ時代、新しい働き方により生活様式が大きく変化するとともに犯罪も種類・手口・対象物が変化することが予想されます。

新型コロナ対策のように中央(国)東京、大阪等大都市、その他小規模協会がバラバラに独自の路線を進むのではなく、防犯設備士事業や防犯設備協会事業は中央(日本防犯設備協会)指導の下、統一した政策、事業を実施することが協会、地域協会の発展になると確信いたします。

各県独自の事業活動(兵庫県防犯優良マンション認定制度)では隣接した府県との名称・認定基準・認定料申請までの相談方法等細部での違いにより、申請者に混乱を与えたケースもあることや、防犯設備士の運用基準にも隣接府県協会により差があることで、各県独自事業の困難を痛感しています。

今回実施予定の防犯設備士資格更新講習に寄せる期待

セミナー方式講習は前半後半の二部構成にて実施され、前半は全国統一部分新技術や法令等の改定、後半は地域協会の特色等についてと聞いています。

### 一部【全国レベルの事項】

例

- AIシステム機器(人工知能端末)を用いたシステム設計や導入等
- 新時代の犯罪心理や犯罪種等の解説
- 施工基準(災害時停電バックアップ電源バックアップ処理)等
- 他団体からの情報(電気工事組合・インターホン工業会)等  
地域協会では得られない全国レベルの情報等

### 二部【地域協会の特色】

例

- 兵庫県防犯設備優良住宅認定制度の制度説明
- 防犯設備士(企業)の協会への関わり方・防犯アドバイザー委嘱について
- 地域協会の特色、県警察・県等の関わり方について

日本防犯設備協会の必須項目にないとしても、例に挙げた内容等が取り入れられた資格更新講習が実施され、防犯設備士資格者の全国統一技術・知識の向上となり、新たな時代の企業に利益を編み出し、社会に貢献できる新時代の防犯設備士育成の一助となり、地域協会の活性化となることを期待、熱望します。

## 「四十にして惑わず!」

静岡県防犯設備士生活安全協議会 会長  
株式会社中部ロックセンター システム部 部長 後藤 健



「子どもの教育は、親と学校だけで成せるものではない。そのまちの大人達との関わりこそ大切だ!」。これは、青年会議所に所属していた5年前、まちの子ども達を対象とした青少年育成事業を担当した時に、先輩からいただいた言葉です。それまで自分の子供を育てる事で精一杯だと考えていましたが、改めることのできた瞬間です。学校や家庭だけでは得られない価値観、豊かな世界観や人生観を育むのは、まちの大人達の役割だと考えるようになりました。よりよい地域社会にすることは、自分の子が正しい道徳心をもち、素直でたくましく育つことに繋がります。

同じことが、防犯にも言えます。防犯とは、自分の家だけ防犯対策すればよいという考えではなく、まち全体で取り組むべき側面もあります。特に、防犯に携わる者は、まち全体の防犯を意識して取り組むべき職種であると考えています。まちの防犯は、個々の家庭でできること、警察ができること、地域全体で取り組むべきことの積で決まるとしています。前置きが長くなりました。本業は、「株中部ロックセンター」という会社で、静岡県内を主に入管理システムの提案、施工、メンテナンスを担当しています。日本一高い富士山、日本一深い駿河湾、自然豊かで都市へのアクセスもよいまち"静岡"に住む、ひとりの防犯設備士としての想いを、寄稿いたします。

防犯設備士は、2010年に取得しました。2019年春には静岡県防犯設備士生活安全協議会(以下、静防設)の会長を任命いただきました。静防設は、1999年に設立し現在正会員が20社となる団体です。主な活動内容は、静岡県警察本部より委嘱をいただいた「くらしの防犯伝導士」を、各地域の防犯講習会等へ講師として派遣しています。各種ニーズに対応した防犯情報の提供、啓蒙を年間10~20件程度、行なっております。ただし、今年度は、新型コロナの影響で講習会ができておりません。

会長職になり、他県の防犯設備士協会の方とお話しさせていただく機会が増えて知った点は、現在9割位の地域防犯設備士協会が発展に苦慮され、運営に課題があるということと、他1割の地域防犯設備士協会は、事務局を設置して会員収入以外に防犯モデルマンションなどの収入があり運営できているという事です。

静防設は、9割の中に入りますが、どちらが良いという事ではなく、安全安心してらせるまちに向けて、活動を続けていく必要があると考えます。当然ですが、犯罪が起きるから防犯が必要で、防犯設備の普及により犯罪が減り防犯設備士団体を必要としない、防犯設備士が衰退するまちこそ、くらしやすい良いまちとなり、犯罪件数が減少して静防設の解散こそが、終着点ではないかと思えます。

しかし現状は、警察庁の直近の統計資料によると、都道府県別刑法犯の認知件数が、1東京、2大阪、3埼玉、静岡は11番目に刑法犯の多い県となります。これは、前向きに取り組まなければならない犯罪件数であると承知しております。

全国的に空き巣や窃盗などの物理的な犯罪は減少傾向で、情報技術を悪用した犯罪が増え、特殊詐欺が年々増加していることはご承知の通りです。防犯設備士としては、自治会などから講演させていただく機会があっても、これまでの物理的な防犯に特化しているメンバーでは、ニーズがずれてきているように考えています。防犯設備士としては、これまでの物理的な防犯に特化しているメンバーでは、対応が難しくなっている課題があります。今、社会で求められているのは、防犯設備のアドバイザーより、サイバー防犯のアドバイザーです。防犯設備士の進むべきみちは、住宅の防犯を対象にするよりも、物理的なセキュリティを求められる企業をターゲットにした方が、防犯設備士の力が発揮できるかもしれません。つまるところ、静防設の進むべき道を模索している状況です。

生まれ育った大好きな静岡が、よりよいまちになるよう、自ら率先して、このまちを本気で、安心して暮らせるまちにするために、できることを見極めて活動していきたいと考えております。防犯設備士として、ただ社業に向き合うだけでなく、高いモチベーションをもって利他の心でしなやかに、微力ながら「防犯設備士」の責務を果たしていきたいと考えております。

## 「防犯設備士としての活動を振り返って思うこと。 (安全・安心まちづくり基本法の制定を夢見て)」



大阪府防犯設備協会 相談役 平岡 裕

「平成期の犯罪情勢の悪化」と称される平成8年ごろから平成14年にかけて全刑法犯の認知件数(全国)の増加は、犯罪対策を大きく変化させていった。国では、内閣が犯罪対策閣僚会議を設置し、平成15年12月「犯罪に強い社会の実現に向けての行動計画(2003)」を示し、政府を挙げて犯罪対策に取り組むこととなり、犯罪対策は、欧米で既に採用されていた「防犯環境設計理論」を中心とした社会安全政策として展開されることとなる。

大阪では、平成13年6月大阪府教育大学附属池田小学校で、児童23人が殺傷される痛ましい事件が発生、また、この年(平成13年中)の全刑法犯の認知件数(大阪)が東京を抜いて全国ワースト1となった。このような情勢を背景に、平成14年4月「大阪府安全なまちづくり条例」が、全国に先駆けて制定され、それを支援する組織の1つとして、平成13年11月「大阪府防犯設備士協会」(以下「大防設」という。)が設置された。私が大防設の理事となったのは平成15年6月からで、今年6月で専務理事の職を解かれた。この17年間に感じてきたこと、思ったことを述べてみたい。

大防設は急ごしらえの組織であったためか、いろいろと課題があった。

まず、協会運営資金の不足である。会員の会費のみが唯一の運営資金であったため、事務所を設ける経費がなく、念願の独立した事務所を構えたのは平成25年8月であって、事務局の体制も、十分な

ものでなく、会員有志のボランティアに支えられてきた。名称を「大阪府防犯設備士協会」とし、錠前技術者などを別組織として設置、防犯設備機器・システムなどに関係する企業を中心に組織化したため、収入源となる会員数が伸びなかった。今年、「大阪府防犯設備協会」と改め、志を同じくする者の加入がしやすい環境を作った。

大阪府下における犯罪対策を振り返ると、平成14年4月「大阪府安全なまちづくり条例」が制定され、府下の組織を挙げての犯罪対策が進められた。

平成21年4月、当時の橋下大阪府知事、平松大阪府市長、縄田大阪府警察本部長の3者で、大阪府下における「街頭犯罪等ワースト1返上」のための総合対策、「安全・安心NO.1実現に向けた取り組み」(3カ年計画)の実施が合意され、平成21年度からの事業として街頭防犯カメラの設置などが予算化された。

また、平成27年8月に発生した「寝屋川市中学生誘拐殺人事件」で、防犯カメラの映像の追跡から事件が解決したことから、街頭防犯カメラの効果は犯罪抑止のみならず犯罪捜査にも役立つことが広く認識され、守口市、箕面市、枚方市、東大阪市など市の予算で大量の街頭防犯カメラ設置が行われるようになった。街頭防犯カメラの設置は治安回復に大きく貢献しており、大防設も「優良防犯カメラシステムの性能及び設置基準」を制定し、各市区町村に示し、優良な街頭防犯カメラの設置について

働きかけ、現場での設置場所等の検討などの実践活動に積極的に関与してきた。

今一番力を入れているのが、ソフト面での安全なまちづくりで、地域住民への働きかけである。地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る。」という意識を高め、地域の安全への住民の参画を促すことであり、そのため、防犯講話等での働きかけを強めている。

これらの対策が功を奏したのか、令和元年中の全刑法犯の認知件数(全国)は、約75万件と大幅に減少した。しかし、東南海トラフの地震発生の確率が高まるなか、災害対策の必要性が強調され、市民の犯罪対策への関心を著しく低下しており、当協会に対する防犯診断や防犯カメラの設置・助言の依頼も減少、各市町村安全・まちづくり協議会の活動も形骸化してきている。

防犯設備士の資格の法定化も、依然として見通しが立っていない。すでに、ほとんどの都道府県では「安全なまちづくり条例」が制定されているが、基本

となる国の「安全なまちづくり基本法」はいまだ制定されていない。行動計画は、「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月)まで、5年度に3回更新されてきており、総合的な犯罪対策は社会安全政策として位置づけられ、警察から内閣を中心とした政府に移った感が強い。一方、数次わたる地方分権改革により、基礎自治体の役割や権限が強化されるなか、安全なまちづくりの推進は、住民の最も身近に位置する基礎自治体に移行しつつあり、地域住民の協働の動きが活発になってきている。

このような情勢の下、防犯設備士はこの安全なまちづくりで重要な役割を果たしており、今後ともその地位を維持するためには、「安全なまちづくり基本法」が制定され、そのなかで、防犯設備士の役割が明示される必要があり、法定化の実現のために何をなすべきか、誰に働きかけるべきか検討し、全国挙げて実現に向け努力することを惜しんでならないと思う。



堺市八田荘こども園での講演風景

## アフターコロナに向けての 本当の安全安心の構築

総合防犯設備士委員会 特別委員  
テレ通株式会社 代表取締役社長

ハッ橋 朋和



### 【総合防犯設備士取得に至るまで】

弊社は富山県にあります防災設備、防犯設備、通信設備、携帯ショップを運営する販売、施工メンテナンスを請け負う会社であります。

平成3年に新入社員として入社した私は当初、携帯電話の販売を軸に営業活動をしておりました。数年経過の内、横目で本社営業の防犯設備の提案販売を見ているうちにシステム提案のおもしろさを感じ、携帯電話の営業とあわせて防犯設備も販売するようになりました。これが防犯設備を販売したきっかけです。その後しばらくして、営業、工事は基本、防犯設備士の資格を取得するのが会社の暗黙のルールとなり、平成12年に防犯設備士の資格を取得しました。その後、弊社が加盟していたセキュリティハウスグループの全国の仲間達が次々と総合防犯設備士に合格していったことで、「防犯のプロとは総合防犯設備士である」という考えになっていってしまったというのが受験動機となりました。

上記の流れがありまして、講習会を受講し私も受験しましたが、見事撃沈。模範解答も無く、答え合わせもできない時代でしたので何が正しくて、何が間違っていたのかもわからないまま過ぎ去っていきました。何とも言えぬ気持ちとどのような受験勉強をすればよいのかわからぬまま、もう一度、翌年受験しましたが結果は変わりませんでした。この時の何とも言えない気持ちは今も忘れません。自分の力不足はあるにしても、何をしたら合格できるのかわからないまま突き進んでゆく気持ちは当時の私にはありませんでした。もう二度と受験しまいと思っておりましたが、2年前に現在の会社の代表になったことで改めて、防犯に関わる仕事が人生の仕事になったと感じたこと。と、あわせて再度、今後求められる、本当の安全安心とは?をもう一度勉強したくなったというのが、今回の受験動機でした。幸い、前回とは全く違い、過去の問題集、模範解答が公開されてきていたので進む方向性が明確になったのは本当にありがたく、地に足がついた受験勉強となりました。もし、私と同じように当時不完全燃焼で終わっている皆さん!前回とはかなり違う受験対策が可能になりましたので、今一度、挑戦する価値は十分にあると思います。「アフターコロナに向けての本当の安全安心の構築」皆さんと共に創っていけたら幸いです。

### 【最近の犯罪に対する活動】

最近、よくニュースで聞くようになったのがサクランボ、ブドウなどの特産品を狙った盗難被害です。収穫シーズンということもあり、全国各地で心無い犯罪の被害が報告されています。

あるJA営農指導部担当者は「1年かけて大切に育てた果実を盗まれたというのは心が痛む。少しでも被害が減るこ

とを目標に、盗難抑止システムの運用を進めていきたい」と話していました。

我々総合防犯設備士からの提案としてまず、最初に出る案は防犯カメラです。最近では低価格で夜間でも高画質な、しかも録画時間も長時間のタイプが主流になってきています。配線が難しい場所では無線でつなぐタイプや、電源確保が難しい場所では電源不要な簡易独立型のタイプなど、様々なタイプのカメラが出てきているので用途に合わせて確認していただければと思います。あわせて、センサーライトや通行人に見えるように「防犯カメラ作動中」「盗難注意」「立入禁止」「農薬散布直後」等の看板やステッカーも設置することで、防犯効果はさらに向上すると考えます。

二つ目の提案としては、果樹盗難抑止システムをお勧めします。これは、園地に赤外線センサーを設置し、センサーが侵入者を感知すると警報音と赤色灯で警告、園主にメールが届く仕組みです。JAが購入し組合員にレンタルしているケースや、園主が購入しているケースなど様々な導入方法があります。運用前には、毎年管内で50件前後の盗難被害が発生し、一度に大量に盗難される事例も多かったと聞きます。運用後は盗難件数が最も多かった時期と比較して、70%以上減って、1度に盗まれる量も少なくなるなど、地域全体の防犯にも威力を発揮しています。

このように様々な防犯設備による対策がありますが、基本、犯人は必ず下見をします。実際の自身の犯行をイメージした際にその園が防犯対策をとっているか否かを犯人に知らしめることは、犯行動機を増幅させるか断念するかに分かれ目になります。ここで、「ここはリスクが高いからやめておこう」と思わせることが本当の意味での「防ぐ犯罪」略して「防犯」だと思います。このような環境を整えないと果実を守れないというのは大変残念ですが、人間、出来心というものもあるでしょう。犯罪者を不必要に作らないためにも「犯罪を起こさせない環境」の促進に今後も努めていきたいと思ひます。





## 2020年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内

2020年度防犯設備士養成講習・資格認定試験が下記の要領で開催されます。受講・受験を希望される方は、お申込みください。なお、講習・試験の詳細、会場の住所・地図などは、協会のホームページに掲載いたします。

開催回	開催日		開催地	会場名	募集期間
	講習	試験			
第112回	11月20日(金) 11月21日(土)	11月21日(土)	東京	飯田橋レインボービル	募集終了
			大阪	天満研修センター	
			名古屋	ウインクあいち	
第113回	2021年 1月29日(金) 1月30日(土)	1月30日(土)	東京	飯田橋レインボービル	11/1～12/16 先着順
			大阪	新梅田研修センター	
			福岡	天神ビル	

## 2020年度 総合防犯設備士資格認定試験のご案内

2020年度総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験の募集は全て終了いたしました。ありがとうございました。また、来年宜しくお願ひします。

No	名称	開催日	開催地	会場名
1	一次試験B(講習認定)	11月7日(土)	東京	日本防犯設備協会
2	二次試験B(面接試験)	11月7日(土)	東京	日本防犯設備協会
3	二次試験A(面接試験)	12月5日(土)	大阪	新梅田研修センター
		12月12日(土)	東京	日本防犯設備協会

# 防犯設備士(優良)について

資格更新をしていただいた方の優位性を高めるために新規に制定した制度です。

## ◆防犯設備士(優良)とは ※通称、優良防犯設備士(口頭で呼ぶ場合)

- (1) 資格更新を行い、かつ有効期限内であり、資格更新時及びその後も継続的に最新の知識を取得しており、社会的信頼性が高い。
- (2) 連絡先が明確であり、日防設から必要に応じて連絡することができる。
- (3) 2020年4月1日以降の資格更新者から適用開始

## ◆優位性を高めた内容

- (1) 資格者証を一新し、一目で防犯設備士(優良)であることがわかる。
- (2) 専用の名刺シールとネックストラップを使用することができる。
- (3) 日防設ジャーナルを毎号受領でき、その他の有用情報も継続的に受領できる。

## ◆防犯設備士(優良)の位置付け

広義では防犯設備士ですが、資格更新を行い、かつ有効期限内の方の呼称として、防犯設備士(優良)を使用するということ。防犯設備士は以下の3グループになる。

- ① 資格認定試験に合格して資格者証を取得後、初回の資格更新待ちのグループ
- ② 資格取得後3年以上経過し、資格更新したグループ  
(これを防犯設備士(優良)とする)
- ③ 2012年度以前に資格取得し、資格更新していないグループ

## ●新資格者証、名刺シール、ネックストラップのご紹介



名刺への記載例と名刺シール



資格者証携帯用ネックストラップ



# 協会出版物の販売についてご案内します。

## 公益社団法人 日本防犯設備協会発行 調査研究報告書 頒布価格一覧

2020年10月現在

### 会 報

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
445	会報 防犯設備 2020 盛夏号 No.129	運営企画会議	2020年 7月	—	2,200	
444	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年陽春号 No.128	運営企画会議	2020年 4月	—	550	
442	会報 防犯設備 2020 新年号 No.127	運営企画会議	2020年 1月	—	2,200	
438	情報誌 日防設ジャーナル 2019 年爽秋号 No.126	運営企画会議	2019年10月	—	550	
436	会報 防犯設備 2019 盛夏号 No.125	運営企画会議	2019年 7月	—	2,200	
435	情報誌 日防設ジャーナル 2019 年陽春号 No.124	運営企画会議	2019年 4月	—	550	

### 防犯ガイドブック 多数の場合、別途ご相談ください。

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
437	安全・安心なまちづくりをめざして 防犯照明ガイド vol.6	防犯照明委員会	2019年 7月	320	430	
421	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイドⅡ	RBSS 委員会	2017年 4月	510	630	
238	防犯カメラと防犯照明による明るいまちづくり 防犯カメラシステムガイド vol.2.1	映像セキュリティ委員会	2016年 3月	360	460	
198	暗証番号やカード、生体認証による出入りの制限と管理 出入口のセキュリティガイド	出入管理機器委員会	2007年 3月	320	430	
419	あなたのまちの駐車場はだいたいどうぶですか 駐車場セキュリティガイド vol.2	防犯システム委員会	2017年 3月	490	590	
415	あなたの愛車をまもる オートバイセキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ委員会	2016年 3月	360	460	
171	暮らしの安全のために、知識と対策を ホームセキュリティガイド	防犯システム委員会	2012年 4月	360	460	

### 統計調査

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
443	2019 年版 防犯設備機器統計調査報告書	統計調査委員会	2020年 3月	3,700	5,300	

### 防犯システム導入と留意点

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
267	繁華街・歓楽街の安全対策 DVD 「もっと楽しく、快適に！笑顔ひろがるまちづくり」	防犯システム委員会	2010年11月	—	—	防犯設備士の活用紹介 もありますのでご参考く ださい。 ご希望の方は協会まで ご連絡下さい
252	高齢者の暮らしを守る DVD 防犯対策「ちょっと待った！泥棒・・・」	防犯システム委員会	2009年12月	—	—	
230	学童の安全確保のための 防犯・防災対策 DVD	防犯システム委員会	2008年11月	—	—	

### 映像セキュリティ

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
130	防犯映像システム評価用チャート (3 枚一式) (チャートご利用の手引き付き)	映像セキュリティ委員会	2004年 3月	5,300	7,900	

### 技術関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
254	防犯設備の施工要領 (一戸建住宅編) 第 2 版	施工基準委員会	2010年 3月	1,900	2,900	
440	防犯設備の施工要領 (Ver - 3)	施工基準委員会	2020年 2月	4,400	6,600	
441	電気錠施工の手引	施工基準委員会	2020年 2月	1,000	2,000	

## 制度事業関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
266	RBSS 画質 A3 (静止画) 評価チャート A2 (静止画) 評価チャート セット1式	RBSS 委員会	2010年10月	11,000	16,500	
430	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (IP-IF 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2018年12月	5,300	7,900	
431	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (NTSC 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
432	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (HD-SDI 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
439	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準(アナログ HD 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年12月	5,300	7,900	
240	総合防犯設備士テキスト	総合防犯設備士委員会	2014年 7月	5,500	5,500	
225	デジタルレコーダ (防犯用) 標準画像 (DVD 版 Ver1.0)	RBSS 委員会	2008年10月	5,300	7,900	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F)  
 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局  
 (TEL:03-3431-7301 FAX:03-3431-7304 mail:info@ssaj.or.jp)

# 協会技術標準の販売についてご案内します。

## 公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2020年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
共通	防犯に関する用語 <sup>*1</sup>	SES E 0001-6	33	1,180	1,760	2015/5/19
	防犯図記号 <sup>*1</sup>	SES E 0002-4	10	610	920	2015/5/19
技術基準	防犯警報設備一般基準	SES E 0003-3	2	280	420	2017/5/16
	環境試験規格	SES E 0004-4	27	2,060	3,090	2013/1/10
	防犯警報音規格	SES E 0005-3	4	400	580	2019/5/27
	検知器共通技術基準	SES E 0501-4	3	300	450	2017/5/16
	マグネットスイッチ規格	SES E 0502-3	2	280	420	2017/5/16
	赤外線ビーム検知器規格	SES E 0503-4	4	300	450	2017/5/16
	赤外線パッシブ検知器規格	SES E 0504-4	7	450	660	2017/11/6
	超音波式検知器規格	SES E 0505-3	4	390	570	2017/5/16
	ガラス破壊検知器規格	SES E 0506-3	3	300	450	2017/5/16
	シャッター検知器規格	SES E 0507-4	4	390	570	2017/5/16
	防犯用非常通報スイッチ規格	SES E 0508-3	3	300	450	2017/5/16
	キー式入出操作器規格	SES E 0509-3	2	280	420	2017/5/16
	警報制御盤規格	SES E 1501-4	7	590	890	2017/5/16
	防犯用ベル・サイレン規格	SES E 1502-3	3	300	450	2017/5/16
	防犯用直流電源装置規格	SES E 1503-3	7	530	790	2017/8/1
	警告灯規格	SES E 1504-3	4	300	450	2017/8/1
	電子式物品監視装置規格	SES E 1506-3	5	450	660	2017/8/1
	センサーケーブル式警報器規格	SES E 1507-3	4	390	570	2017/8/1
	自動通報機規格	SES E 1508-3	7	450	660	2017/11/6
	防犯灯の照度基準	SES E 1901-4	7	370	550	2015/2/3
	センサー付ライト規格	SES E 1902-2	10	670	1,010	2017/8/1
	センサー付防犯灯規格	SES E 1903-2	10	730	1,100	2017/11/6
	出入管理装置一般基準	SES E 2001-3	3	280	420	2018/2/6
	出入管理装置共通技術基準	SES E 2002-3	3	280	420	2018/2/6
	磁気ストライプカードリーダー規格	SES E 2004-4	3	300	450	2018/2/6
	ゲート管理装置規格(ホテル用)	SES E 2005-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理コントローラ規格	SES E 2006-4	6	470	690	2018/11/7
	鍵管理装置規格	SES E 2007-3	5	390	570	2018/2/6
	ICカードリーダー規格 <sup>*2</sup>	SES E 2008-3	4	300	450	2018/2/6
	非接触カードリーダー規格	SES E 2009-4	5	370	550	2018/2/6
	キーパッド装置規格	SES E 2010-3	6	450	660	2018/2/6
	指紋認証装置規格	SES E 2011-3	7	530	790	2018/2/6
	出入管理用記録プリンター規格	SES E 2012-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用電動シャッターインターフェース基準	SES E 2013-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理装置シリアルインターフェース(RS-232C)基準	SES E 2014-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用自動ドアインターフェース基準	SES E 2015-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用ソフトウェア規格	SES E 2016-3	6	470	690	2018/11/7
	出入管理用ソフトウェア管理データ入出力ファイル様式基準	SES E 2017-2	14	1,050	1,580	2018/2/6
	防犯用映像監視装置一般基準	SES E 3001-3	19	280	420	2020/2/13
	映像用モニタ規格	SES E 3004-3	9	670	1,010	2016/2/9
映像用制御機器規格	SES E 3006-2	1	190	290	2010/3/31	
映像処理機器規格	SES E 3007-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用旋回機器規格	SES E 3008-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用ハウジング規格	SES E 3009-2	2	280	420	2010/3/31	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

※1 協会ホームページよりダウンロードできます。

※2 本規格は、JIS X 6301に規定する外部端子付ICカードの読取りに使用するカードリーダーの規格です。

# 協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2020年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
技術 基 準	映像伝送装置規格(有線方式)	SES E 3010-2	5	450	660	2010/3/31
	監視カメラ用レンズ規格	SES E 3011-2	4	390	570	2010/3/31
	電動ドーム型防犯カメラ規格	SES E 3012-3	6	530	790	2017/8/1
	防犯カメラシステム評価用チャート規格	SES E 3013-2	4	280	420	2011/3/31
	VPNルータ規格	SES E 3014-1	13	300	450	2020/2/13
	IP-IF対応防犯カメラ規格	SES E 3101-2	11	800	1,200	2013/5/31
	IP-IF対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3102-1	10	730	1,100	2013/5/31
	HD-SDI対応防犯カメラ規格	SES E 3151-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3152-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI周辺機器取扱い規格	SES E 3153-1	5	390	570	2016/11/7
	NTSC対応防犯カメラ規格	SES E 3201-1	11	800	1,200	2013/5/31
	NTSC対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3202-1	18	1,320	1,990	2013/5/31
	遠赤外線防犯カメラ規格	SES E 3251-1	9	670	1,010	2016/2/9
	画角と評価規格	SES E 3401-1	11	800	1,200	2016/2/9
テレビドアホン規格	SES E 3501-2	8	610	920	2019/12/10	
防犯用共同住宅インターホン規格	SES E 3502-1	11	800	1,200	2016/11/7	
施 工 基 準	侵入阻止の意思表示	SES E 7002-4	4	310	460	2015/5/19
	基本警戒線の設定	SES E 7003-4	6	470	690	2015/5/19
	防犯対象物件に対する警戒線の選択	SES E 7004-4	7	550	830	2015/5/19
	警戒方式における検知・警戒範囲	SES E 7005-4	6	470	690	2015/5/19
	対象物件の施設等級(重要度・危険性の度合)	SES E 7006-4	4	310	460	2015/5/19
	対象物件の地域環境等	SES E 7007-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件の見通し	SES E 7008-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件への侵入防御	SES E 7009-3	3	310	460	2015/5/19
	侵入警報設備の設計	SES E 7102-4	5	310	460	2015/5/19
	警戒線の設計	SES E 7103-4	6	400	580	2015/5/19
	機器の選定方法	SES E 7104-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電圧	SES E 7202-4	5	310	460	2015/5/19
	施設される回路の電流	SES E 7203-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の絶縁抵抗	SES E 7204-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の接地	SES E 7205-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電線	SES E 7206-4	3	290	430	2015/5/19
	電線の接続	SES E 7207-4	2	310	460	2015/5/19
	施設される回路の保護装置	SES E 7208-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の充電部の保護	SES E 7209-4	3	220	330	2015/5/19
	機器の設置場所	SES E 7210-4	4	290	430	2015/5/19
電線の施設方法	SES E 7211-4	5	310	460	2015/5/19	
機器の取付	SES E 7212-3	2	220	330	2015/5/19	
検査、試験、取扱説明	SES E 7602-3	3	290	430	2015/5/19	
維持管理	SES E 7702-3	3	290	430	2015/5/19	
共 通	SES E標準化規定	SES E 9901-6	8	610	920	2019/2/5
	SES E規格票の様式	SES E 9902-5	32	1,470	2,200	2019/2/5
	SES E規格の処理手順(解説)	SES E 9903-5	14	1,030	1,550	2019/2/5
	防犯に関する用語の登録運用規定	SES E 9905-3	6	450	660	2017/8/1
	防犯図記号の登録運用規定	SES E 9906-3	5	450	660	2017/8/1

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F)  
 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局  
 (TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)



# 「映像セキュリティ委員会の活動について」



映像セキュリティ委員会 委員長 **芳野 雅美**  
(東芝テリー株式会社)

平素より当委員会の活動に、ご協力賜り誠にありがとうございます。

映像セキュリティ委員会は、映像セキュリティ機器の技術動向調査、実態調査、普及施策の立案、推進、関係諸官庁・関係業界団体との調整等に関する活動をしています。

このコラムでは、これまでの活動内容および、現在進めているの活動について紹介させていただきます。

## 1 活動内容について

高画素化が進んでいる防犯カメラの中で注目されている、4Kカメラシステムの留意点・運用事例等の調査および、レンズ系を含めた画質評価方法の作成や、従来のアナログカメラ(NTSC)に代わる同軸アナログHDシステムの留意点・運用事例等の調査を実施してきました。

また、防犯カメラで撮影した映像の画像解析を行い、防犯目的の利用以外にマーケティングや業務改善など様々な用途で使われることが増えている画像解析に関する調査を実施してきました。

防犯カメラの高解像度化や画像解析により人物の特定がしやすくなっているため、個人情報保護についても十分な配慮が必要となっており、動向を調査してきました。

### 近年の当委員会の調査研究内容

 [平成30年度 画像解析に関する調査研究報告書](#)

 [平成30年度 4Kカメラの画質評価方法 報告書](#)

 [平成29年度 同軸アナログHDシステムに関する調査研究報告書](#)

 [平成28年度 4Kカメラシステムの調査研究報告書](#)

[https://www.ssaj.or.jp/jssa/activity\\_detail.html](https://www.ssaj.or.jp/jssa/activity_detail.html)



## 2 現在の活動について

新型コロナ禍の中、思うような活動ができておりませんが、昨年度から作業を進めている「防犯カメラシステムガイド」を改版中です。前回の改版以降にRBSS(優良防犯機器認定制度)に追加となった4KカメラシステムやアナログHDカメラシステムの活用例ほか、他委員会で改定された基準を盛り込んだ内容になります。

また、昨今の防犯カメラシステムに関する重大事故・事件を踏まえた事例案および、最近の技術動向の見直し、IPカメラやレコーダを含むIoT機器のセキュリティや個人情報保護についての留意点について掲載予定です。

個人情報保護の詳細については、個人情報保護委員会より『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』が発行されておりますので、参考にしてください。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2009\\_APPI\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2009_APPI_QA.pdf)



なお、改訂版の発行は、来年度を予定しておりますが、引き続きご参考・ご活用いただけますようよろしくお願いいたします。

### 3 さいごに

防犯カメラシステムの多様化に伴い、様々な分野の調査を行うため、当委員会に参加頂いている会社様も増えており、誠にありがとうございます。

新型コロナ禍の中、業務形態が大きく変わっており、防犯カメラシステムにおいてもさらに多機能化が進んでおります。関係諸官庁、総合防犯設備士、防犯設備士の皆様からのご意見に対し、今後も調査研究を進めてまいります。至らぬ点があると思いますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

また、技術動向調査の際には、ご参加・ご協力をいただけると幸甚です。

新型コロナの影響は当面続くと思いますが、医療従事者の皆様に感謝するとともに、皆様のご家族とともにご自愛ください。

## 編集後記

今、スマートフォンの技術的進化の速さに驚かされます。ひと昔前まではパソコンが技術的進化の中心だったと思いますが、今はスマートフォンの時代です。

総務省の情報通信白書 2018 (令和元) 年の情報通信機器の世帯保有率では、パソコンが 74.0%、スマートフォンは 79.2%と既にスマートフォンの保有率の方が高く、今後ますますこの傾向は続くことは間違いないところです。

さて、10/13 にアップルは高速通信規格、5G 対応の「iPhone12」を発表しました。日本では今年の 3 月に各携帯電話会社がサービスを開始したばかりで、インフラ整備もまだ十分ではない状況ですが、この通信方式の更新は約 10 年周期と言われ、インフラ整備には莫大な投資が必要となり時間も掛かりますが、新しい端末が出てくることでインフラ整備も加速してくると思われまます。

スマートフォンの中でも、最近気になるのは iPhone11 から搭載された、アップル製の U1 チップというものです。UWB (Ultra Wide Band) といわれる超広帯域無線通信で、もともとは軍用として研究が進められ、レーダーなどの機器に応用されてきたそうで、UWB で調べると、最大の特徴は高速通信、高精度の三次元位置検知 (100 ~ 200 メートルほどの距離でセンチメートル単位の測位精度)、送信電力が無線 LAN の 100 万分の 1、携帯電話の 1,000 万分の 1 以下、低消費電力ということで、これらの技術を活用可能にしてくれるのは高性能なプロセッサがあってからでこそあり、次の新しい世界が開かれていくことが感じられますが、既にあるカーメーカーでは Carkey として採用されました。UWB の活用により、高精度な測位でリーレーアタックなど単に増幅された電波を受けて鍵があくようなことはなくなり、盗難防止として期待できます。

この先には、スマートオフィス、スマートホームなど幅広く活用されていくことが予想され、U1 チップ搭載機種を普及させる戦略が見えてきます。 (S.H)

ご意見・ご感想をお寄せください

協会事務局 e-mail : s.habu@ssaj.or.jp  
FAX : 03 (3431) 7304

### 「日防設ジャーナル」2020 爽秋号 (No.130) 2020年10月20日発行

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 運営企画会議

発行 公益社団法人 **日本防犯設備協会**

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4階)

TEL 03 (3431) 7301 FAX 03 (3431) 7304

ホームページ <https://www.ssaj.or.jp/>

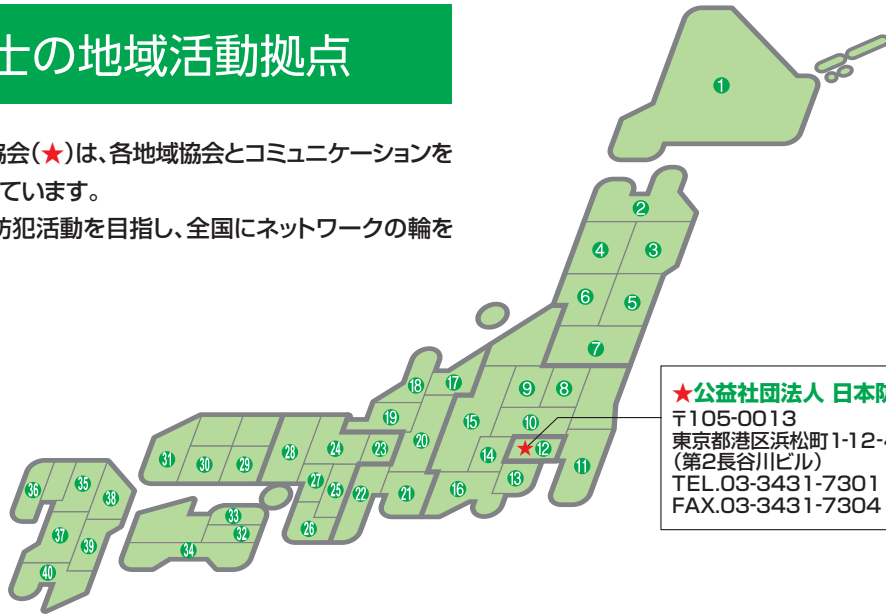
印刷 真生印刷株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 TEL 03 (5256) 7731

本誌掲載記事の複写・転載の際は協会事務局へご連絡ください。

# 防犯設備士の地域活動拠点

公益社団法人 日本防犯設備協会(★)は、各地域協会とコミュニケーションを  
図りながら、防犯活動を展開しています。

また、地域に根ざした更なる防犯活動を目指し、全国にネットワークの輪を  
広げて行きます。



★公益社団法人 日本防犯設備協会  
〒105-0013  
東京都港区浜松町1-12-4  
(第2長谷川ビル)  
TEL.03-3431-7301  
FAX.03-3431-7304

## ①北海道防犯設備士協会

〒065-0017  
北海道札幌市東区北17条東7丁目1-15  
進栄ロッソサービス(株)内  
TEL.011-742-3961  
FAX.011-742-0473

## ②青森県防犯設備士協会

〒030-0803  
青森県青森市安方2-9-20  
TEL.017-718-2865  
FAX.017-718-2865

## ③岩手県防犯設備士協会

〒020-0873  
岩手県盛岡市松尾町2-4  
吉田防犯内  
TEL.019-623-3733  
FAX.019-618-6051

## ④秋田県防犯設備士協会

〒011-0904  
秋田県秋田市寺内蛭根3丁目24-13  
(株)パワース内  
TEL.018-838-4666  
FAX.018-824-8003

## ⑤宮城県防犯設備士協会

〒984-0001  
宮城県仙台市若林区鶴代町4番22号  
(有)仙台クマックス内  
TEL.022-239-8155  
FAX.022-239-8154

## ⑥山形県防犯設備士協会

〒990-2401  
山形県山形市平清水1-1-75  
山形パナソニック(株)内  
TEL.023-622-5580  
FAX.023-623-4370

## ⑦福島県防犯設備士協会

〒960-8252  
福島県福島市御山字稲荷田83-2  
(株)メディアシステム内  
TEL.024-534-5810  
FAX.024-534-5810

## ⑧栃木県防犯設備士協会

〒320-0061  
栃木県宇都宮市宝木町1-14-7  
(株)宇都宮ロック内  
TEL.028-622-1169  
FAX.028-622-1125

## ⑨一般社団法人 群馬県防犯設備士協会

〒371-0023  
群馬県前橋市本町1丁目3-2  
橋爪ビル3階  
TEL.027-226-0110  
FAX.027-226-6400

## ⑩一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会

〒338-0002  
埼玉県さいたま市中央区下落合6-19-3  
(株)ジャロック内  
TEL.048-831-3927  
FAX.048-825-2812

## ⑪一般社団法人 千葉県防犯設備士協会

〒263-0023  
千葉県千葉市稲毛区緑町2-14-4  
逸美ビル3F  
TEL.043-301-6409  
FAX.043-301-6419

## ⑫NPO法人 東京都セキュリティ促進協会

〒170-0013  
東京都豊島区東池袋1-32-6  
河合ビル3階  
TEL.03-3985-8676  
FAX.03-3985-8678

## ⑬NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

〒231-0825  
神奈川県横浜市中区本牧間門36-13  
ライコムビル3F  
TEL.045-263-8497  
FAX.045-263-8498

## ⑭NPO法人 山梨県防犯設備士協会

〒400-0045  
山梨県甲府市後屋町363  
(株)センチス21内  
TEL.055-241-0378  
FAX.055-241-4480

## ⑮長野県防犯設備士協会

〒399-0033  
長野県松本市笹賀7117-1  
アイ・エヌ通信工業(株)(セキュリティハウス信州)内  
TEL.0263-86-7788  
FAX.0263-85-3311

## ⑯静岡県防犯設備士生活安全協議会

〒420-0842  
静岡県静岡市葵区銭座町94-5  
(株)中部ロックセンター内  
TEL.054-247-8001  
FAX.054-247-8694

## ⑰富山県防犯設備士協会

〒939-3541  
富山県富山市水橋沖64-1  
ライフガード北陸内  
TEL.076-479-0801  
FAX.076-479-0804

## ⑱石川県防犯設備促進協会

〒920-0055  
石川県金沢市北町乙63  
(株)マスターキー内  
TEL.076-276-0110  
FAX.076-223-6269

## ⑲NPO法人 福井県防犯設備士協会

〒918-8015  
福井県福井市花堂南1-4-17  
(株)キーセンター内  
TEL.0776-35-0110  
FAX.0776-34-0119

## ⑳岐阜県防犯設備士協会

〒500-8269  
岐阜県岐阜市西部中島3-20  
岐阜県警備協会内  
TEL.058-277-6222  
FAX.058-271-4326

## ㉑愛知県セルフガード協会

〒460-0004  
愛知県名古屋市中区新栄町1-1  
明治安田生命名古屋ビル10階  
アイホン(株)内  
TEL.052-961-3501  
FAX.052-685-3884

## ㉒NPO法人 三重県防犯設備士協会

〒514-0131  
三重県津市あつた台4-7-7  
三重電業(株)内  
TEL.059-232-0303  
FAX.059-232-5586

## ㉓滋賀県防犯設備士協会

〒520-0101  
滋賀県大津市雄琴5-8-12  
オブテックグループ(株)内  
TEL.077-579-8999  
FAX.077-579-8999

## ㉔一般社団法人 京都府防犯設備士協会

〒602-8027  
京都市上京区下立売通新町東入東売町195  
防犯会館1階  
TEL.075-411-9111  
FAX.075-411-9113

## ㉕NPO法人 奈良県防犯設備士協会

〒635-0823  
奈良県北葛城郡広陵町三吉254-14  
アクティブ防犯センター内  
TEL.0745-54-5141  
FAX.0745-54-5141

## ㉖和歌山県防犯設備士協会

〒649-6202  
和歌山県岩出市根来1709-1  
(株)セキュリティフォーユー内  
TEL.0736-61-0101  
FAX.0736-61-0109

## ㉗NPO法人 大阪府防犯設備士協会

〒540-0029  
大阪府大阪市中央区本町橋2番23号  
第7松屋ビル5階  
TEL.06-6585-0061  
FAX.06-6585-0062

## ㉘NPO法人 兵庫県防犯設備士協会

〒670-0825  
兵庫県姫路市市川橋通2-49-2  
(株)セキュリティハウス神姫内  
TEL.0792-23-7450  
FAX.0792-23-7460

## ㉙岡山県防犯設備士協会

〒703-8265  
岡山県岡山市中区倉田296-13  
(株)セキュリティハウス内  
TEL.086-277-1517  
FAX.086-276-7478

## ㉚NPO法人 広島県生活安全防犯協会

〒732-0055  
広島県広島市東区東蟹屋町5-10  
(株)ロックサービス内  
TEL.082-263-5390  
FAX.082-262-4169

## ㉛一般社団法人 山口県防犯設備士協会

〒755-0084  
山口県宇部市大字川上528  
TEL.0836-38-5224  
FAX.0836-33-7613

## ㉜一般社団法人 徳島県防犯設備士協会

〒777-0005  
徳島県徳島市南矢三町1-7-37  
(株)サイバ内  
TEL.088-633-7775  
FAX.088-633-7776

## ㉝香川県防犯設備業防犯協力会

〒760-0066  
香川県高松市福岡町4-26-26  
(有)エーワンセキュリティサービス内  
TEL.087-813-3107  
FAX.087-813-3108

## ㉞NPO法人 高知県防犯設備士協会

〒780-0055  
高知県高知市江陽町10-24  
土佐通信システム(株)内  
TEL.088-882-1891  
FAX.088-883-0501

## ㉟NPO法人 福岡県防犯設備士協会

〒810-0021  
福岡県福岡市中央区今泉1-13-28  
サンスペース今泉II501号  
TEL.092-718-3990  
FAX.092-718-3995

## ㊱長崎県防犯設備士協会

〒852-8117  
長崎県長崎市平野町10-32  
(有)原田キーコーナー内  
TEL.095-844-0110  
FAX.095-844-0873

## ㊲一般社団法人 熊本県防犯設備士協会

〒862-0962  
熊本県熊本市南区田迎3-3-22  
(株)セイフティプランナー九州内  
TEL.096-234-7531  
FAX.096-234-7532

## ㊳大分県防犯設備士協会

〒870-0034  
大分県大分市都町2-7-24  
SGFセキュリティシステム内  
TEL.097-535-0002  
FAX.097-532-5077

## ㊴NPO法人 宮崎県防犯設備士協会

〒880-0951  
宮崎県宮崎市大塚町流合5115-5  
(株)九州ガードシステム内  
TEL.0985-59-2101  
FAX.0985-50-3290

## ㊵鹿児島県防犯設備士協会

〒890-0034  
鹿児島県鹿児島市田上5-1-30  
(株)セキュリティサービス内  
TEL.099-252-3881  
FAX.099-252-3884

## ㊶沖縄県防犯設備士協会

〒901-2223  
沖縄県宜野湾市大山3-3-9  
(株)沖縄電子内  
TEL.098-898-2358  
FAX.098-897-3178

# 防犯設備士・総合防犯設備士

受講生・受験生

# 募集

## 「防犯設備士」＝「防犯のプロフェッショナル」 今、まさに社会が求めている資格です。

### 防犯設備士

#### ■防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。また、3年毎の更新義務があり、知識の更新を行います。

#### ■どんなメリットがあるの？

防犯設備機器に関わる職業の方が、自身の社会的地位の証明、製品の知識や施工技術の向上、有資格が条件となる地域協会に加入することが出来ます。有資格者にはメールマガジン配信の申込により協会から各種情報が登録先に発信されます。

#### ■試験概要

養成講習：受講必須（年4回）  
認定試験：マークシート式  
（養成講習最終日実施）



### 総合防犯設備士

#### ■総合防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う総合防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により総合防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の総合防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上位資格として、特に防犯設備の監理および監査並びに防犯設備士の指導、育成を行う者をいいます。総合防犯設備士資格試験は、防犯設備士資格取得後、通算3年以上の実務経験をもって受験することが出来ます。また、試験は筆記試験および講習認定試験となっており、受験セミナーも開催しています。

#### ■試験概要

筆記試験：1次10月頃、2次（面接）12月頃  
講習認定試験：各地域協会からの応募（6月頃）  
受験セミナー：年4回（7月～9月頃）



お申し込み・お問い合わせ

 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル4F)

TEL 03(3431)7301 FAX 03(3431)7304

メール info@ssaj.or.jp ホームページ <https://www.ssaj.or.jp>